

地域生活支援事業

障がいのある方が地域生活を円滑におくるため、市町村によって実施されている事業です。

名称	サービスの内容	対象者（児）						
意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者を無料で派遣し、障がいの意思疎通を支援します。ただし、県外への派遣や、派遣内容が次に該当する場合には、依頼をお受けできません。 (1) 営利を目的としている場合 (2) 政治団体や宗教団体の行う活動 (3) 個人の遊興娯楽に関する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者 ・音声または言語機能障がい者 						
日中一時支援事業	(1) 日中一時支援 在宅の障がい者（児）を施設で預かることによって、日中活動の場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。	東温市に住んでいる在宅の <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい児 ・知的障がい者（児） 						
	(2) タイムケア事業 特別支援学校などに通う障がい児を施設で預かることにより、放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労支援や家族の一時的な休息を図ります。	東温市に住んでいる在宅の障がい児で東温市内の特別支援学校または特別支援学級に通学している児童						
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、介護保険や自立支援給付*1の対象とならないケースにおいて、外出時の円滑な移動をヘルパーが支援し、自立生活や社会参加を促します。ただし、経済活動や通所等の通年にわたる定例的な外出や、児童が単独で行うことが想定されない外出等は対象外となります。 *1…居宅介護(通院等介助)、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障がい者(児)*2又は全身性障がい者(児)に準ずる者 ・視覚障がい者(児) ・知的障がい者(児) ・精神障がい者(児) <p>*2…両上肢、両下肢のいずれにも障がいがあって、身体障害者手帳1級の者</p>						
地域活動支援センター	障がいのある方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る場として、無料で利用できます。 障がい者手帳や自立支援サービス受給者証の有無を問わず、あらゆる年齢や障がいをお持ちの方たちに対応しています。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おかけや</td> <td>東温市見奈良1429番地24</td> <td>955-0887</td> </tr> </tbody> </table> <p>http://npo-invisible.org/okakeya/#main01</p>	名称	住所	電話	おかけや	東温市見奈良1429番地24	955-0887
名称	住所	電話						
おかけや	東温市見奈良1429番地24	955-0887						

<利用者負担額の上限>

サービスを利用した場合は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。
ただし、負担能力に応じた上限額が決められていますので、負担が重過ぎることのないようになっています。

所得区分	負担上限月額
生活保護（生活保護受給世帯）	0円
低所得（市町村民税非課税世帯）	0円
一般1（市町村民税課税世帯） （障がい者）所得割16万円未満 （18歳未満の障がい児）所得割28万円未満	（障がい者）9,300円 （障がい児）4,600円
一般2	37,200円

<利用者負担額の軽減>

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用する場合などの軽減

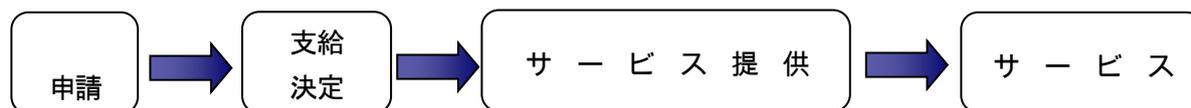
高額地域生活支援事業サービス費

同じ世帯のなかで地域生活支援事業を利用する人が複数いる場合や、複数の地域生活支援事業を利用した場合は、負担上限額を超えた分が高額地域生活支援事業サービス費として支給されます。

（利用者が負担した後、差引額を返却する償還払い方式となります。）

<申請から利用までの流れ>

サービスによって必要書類が異なりますので、詳しい内容は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。大まかな流れは下記のとおりとなります。



<問い合わせ先>

東温市役所 社会福祉課 障がい福祉係（Tel089-964-4406）